太田市告示　　第　２８号

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４１１条第１項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので、同条第２項及び太田市公告式規則（平成１７年太田市規則第２号）第２条の規定により告示する。

令和 ８ 年 ４ 月 １ 日

太田市長　　穂　積　昌　信